

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年12月23日作成)

法令名	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律					
根拠条項	第19条第5項					
許認可等の種類	環境負荷低減事業活動実施計画の認定					
法令の定め	第19条第5項（別紙のとおり）					
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）</li> <li>○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和4年政令第229号）</li> <li>○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）</li> <li>○環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号）</li> <li>○環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドラインの制定について（令和4年9月15日付け4環バ第161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知）</li> <li>○農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画（令和4年12月23日北海道、全道179市町村）</li> <li>○農業における環境負荷低減事業活動の実施に関する計画等の認定要領（令和4年12月23日食政第1509号）</li> </ul>					
標準処理期間		提出先が農業協同組合の場合		提出先が市町村の場合		
		関係機関に協議する場合	関係機関に協議しない場合	関係機関に協議する場合	関係機関に協議しない場合	
	総期間	60日 【70日】	40日 【50日】	50日 【60日】	30日 【40日】	(注：休日は含まない)
	経由機関	20日 【30日】	20日 【30日】	10日 【20日】	10日 【20日】	(農業協同組合及び市町村又は市町村【農業協同組合、市町村及び(総合)振興局又は市町村及び(総合)振興局])
	協議機関	20日 【20日】	— 【—】	20日 【20日】	— 【—】	(農林水産省【農林水産省】)
処分機関	20日 【20日】	20日 【20日】	20日 【20日】	20日 【20日】	((総合)振興局【本庁】)	
※2以上の総合振興局及び振興局所管区域にわたるものは【 】を適用						
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課					
申請先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課					
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課					
備考	(公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/02/118166.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/02/118166.html</a> ) ・2以上の総合振興局及び振興局所管区域にわたるものの処分の担当は、農政部農政課 (電話番号：011-204-4111 (内線：27-114))					

[法令の定め]

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

(環境負荷低減事業活動実施計画の認定)

- 第19条第5項 都道府県知事は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る環境負荷低減事業活動実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該環境負荷低減事業活動を確実に遂行するために適切なものであること。
  - 二 当該環境負荷低減事業活動が環境負荷の低減及び当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するものであること。
  - 三 当該環境負荷低減事業活動に農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第二条に規定する農業改良措置（以下「農業改良措置」という。）が含まれる場合には、同法第七条の規定により同法第六条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
  - 四 当該環境負荷低減事業活動に林業・木材産業改善資金助成法（昭和三十五年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置（林業経営又は木材産業経営の改善を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。以下「林業・木材産業改善措置」という。）が含まれる場合には、同法第八条の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
  - 五 当該環境負荷低減事業活動に沿岸漁業改善資金助成法（昭和三十四年法律第二十五号）第二条第二項に規定する経営等改善措置（沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）に限る。以下「経営等改善措置」という。）が含まれる場合には、同法第八条第一項の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
  - 六 当該環境負荷低減事業活動に処理高度化施設（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号。以下「家畜排せつ物法」という。）第七条第二項第二号に規定する処理高度化施設をいう。以下同じ。）の整備が含まれる場合には、家畜排せつ物法第九条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。